

令和元年度 三重県におけるGAPの認知度向上業務委託仕様書

1 目的

GAPは、東京オリンピック・パラリンピック（以下「東京 2020 大会」）の食材調達基準にも採用されるなど、適正な生産管理や農薬などの農業資材の適正使用、労働者の状況などあらゆる工程を記録・点検改善していくことを通じて、安全安心な農産物の提供や農業者の経営意識の向上につなげる重要な取組である。

こうしたことから、三重県では、東京 2020 大会での食材採用はもとより、大会開催後の国内外の取引の拡大につながるよう、国際水準GAP認証取得を重点的に推進しており、県内のGAP認証数は平成 30 年度末に 63 件となるなど、年々増加している。

一方で、消費者のGAPの認知度は低く、県が平成 30 年 10 月に実施したアンケート調査では、県民のGAPに対する認知度は9%にとどまっていることから、国際水準GAPに対する農業者の取組が評価され、さらなる取組気運の醸成につながるよう、GAPやGAP農産物の情報発信を行い、消費者の認知度向上を図る。

2 業務内容

（1）GAPやGAP農産物のPRの実施

消費者のGAPに対する理解を深めるため、県内でGAP認証を取得している農業者の取組や農産物に関する情報発信を量販店等で行うこと。

①実施場所

- ・ 県内の「みえ地物一番の日」キャンペーン（以下「地物一番キャンペーン」という。）協賛事業者の店舗等
- ・ 場所の選定にあたっては、県内の特定の地域に偏らないよう、北勢、中勢、南勢地域から各 2 箇所、伊賀および東紀州地域から各 1 箇所選定すること。
- ・ 地物一番キャンペーン協賛事業者は、「みえ地物一番の日」ホームページ（<http://www.pref.mie.lg.jp/CHISANM/HP/jimonoichiban/index.htm>）内の「参加会員一覧」を参照のこと。ただし、「参加会員一覧」には、生産者など店舗を持たない事業者も含まれるため、この中から効果的・効率的に実施できる場所を選んで行うこと。

②実施回数 8 回以上

③実施時期

- ・ GAP農産物の旬の時期や県内のGAP関連イベントの開催時期なども勘案し、県と連携しながら効果的・効率的に実施すること。

④実施方法

- ・ GAPや県内でGAP認証を取得している農業者の取組に興味を持ってもらえるよう、効果的なPOP等のPR資材、県が所有するパネルやミニのぼり等の啓発資料を活用し、来店者に農業者や農業者の取組を紹介すること。

- ・スーパーの店頭等で、県内のGAP農産物を使った調理方法を実演・レクチャーすること。
- ・実施回数8回のうち、2回は農業者や専門家を招いて重点的に実施すること。

※ 委託料には、GAPやGAP農産物PRの実施にかかる店舗等との調整、店頭等における実演・レクチャーに係る一切の費用を含む。

(2) マニュアルおよび事業実施報告書の作成

量販店等で効率的に情報発信する手法のマニュアルと、事業の実施結果等を記載した事業実施報告書を作成すること。

(3) その他

- ・実施場所やの選定については、県と協議のうえ決定すること。
- ・その他業務の遂行において疑義が生じた場合は、県と協議して実施すること。

3 契約上限額

金 428,384円 (消費税及び地方消費税を含む。)

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

(1) 参加者資格

- ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

- ・三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- ・三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 契約条件

- (1) 委託業務名 令和元年度 三重県におけるGAPの認知度向上業務
- (2) 契約期間 契約の日から令和2年3月31日（火）まで
- (3) 委託業務の履行期間 令和2年3月19日（木）
- (4) 成果品 実施報告書（様式は契約時に指示する）
- (5) 成果品の提出期限 令和2年3月19日（木）

6 参加確認申請書の提出

- (1) 本事業を受託しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち「企画提案コンペ

参加資格確認申請書」(第1号様式)を作成・押印のうえ、1部提出すること。

(2) 提出期限等

企画提案コンペ参加資格確認申請書は、持参又は郵送で提出すること。(電子メール、FAXによる提出は受け付けないこととする。)

提出期限は令和元年6月5日(水)15時必着とする。

郵送の場合は、電話にて提出先に到達を確認すること。

(3) 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部農産園芸課

電話 059-224-2543

7 企画提案コンペの実施

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料の内容・資料を「令和元年度三重県におけるGAPの認知度向上業務委託企画提案コンペ選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において審査のうえ、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

企画提案コンペの審査基準は以下のとおりとする。

- (1) 企画内容：提案の内容が、効果的かつ効率的な仕組みとなっているか。
- (2) 的確性：提案の内容が仕様書に合致し、GAPやGAP農産物のPRの内容が具体的に記述されているか。
- (3) 専門性：PRの実施について、豊富な知識を有しているか。
- (4) 実現可能性：スケジュールが的確に策定され、契約期間内に事業が実施できる内容となっているか。
- (5) 経済性：十分な効果が期待できる適正な見積り、費用対効果の高い内容となっているか。
- (6) 実施体制：県や県内のスーパー等と綿密に調整できる体制となっているか。また、資料や記録、報告書の作成等が十分に行える体制となっているか。

- ・企画提案書の提出期限は、令和元年6月12日(水)15時必着(提出先：三重県農林水産部農産園芸課)とする。メール不可。
- ・提出された企画提案書等により、選定委員会にて最優秀提案者を決定し、その者と委託契約を締結する。
- ・随意契約は、見積書の提出により行う。

8 企画提案関係資料の提出

(1) 提出を求める企画提案関連資料

- 1) 企画提案申請書(第3号様式) 1部提出
- 2) 企画提案書(様式自由) 8部(正本1部、副本7部)提出
- 3) 費用内訳書(「消費税込み」か「外税」かを表記のこと) 8部(正本1部、副本7部)提出
- 4) 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、または「代表者事項

証明書」の写し 1 部提出

(2) その他

- ・企画提案に要する費用は、提案者負担とする。
- ・企画提案資料を郵送にて送付する場合は、必ず提出期限までに電話に担当課あて受理を確認すること。

9 質問の受付及び回答

企画提案に関する質問は、次のとおり必ず文書を提出すること。

(1) 提出方法

F A X (059-223-1120)

またはEメール (noukan@pref.mie.lg.jp) で受け付ける。

※電話での質問には、回答できないので注意すること。

(2) 提出期限

令和元年6月3日(月) 15時必着

(3) 回答

令和元年6月4日(火)までにEメール、F A Xのいずれかにて回答する。また、受け付けたすべての質問及び回答については、県ホームページに掲載する。

10 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)(有料)」(所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの)の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの(無料))の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (4) 見積書(別途指示する)
- (5) 三重県物件等電子調達システム利用者登録をしていない事業者又は共通債権者(物件契約)登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者(物件契約)登録申出書」

11 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県農林水産部農産園芸課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認

可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税を乗じた金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)

(4) 契約は、三重県農林水産部農産園芸課において行う。

1.2 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

1.3 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

1.4 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

1.5 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」(以下、「暴排要綱」という。)第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」(以下、「落札停止要綱」という。)に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

1.6 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

1.7 その他

・契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。

- ・ 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- ・ 委託契約の支払いについては、原則委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。
- ・ 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条に罰則があるので留意すること。

18 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県農林水産部農産園芸課

電話 059-224-2543 FAX 059-223-1120 E-mail noukan@pref.mie.lg.jp

担当：磯崎、行方